

仕様書

1 委託業務の名称

地域産業の担い手との交流を通じた東北の関係人口創出事業

2. 業務委託期間

契約締結日～令和9年3月12日（金）

3. 業務の目的

人口減少が全国に先んじて進む東北では、各地域産業の担い手不足等の課題が顕在化、深刻化する中、交流人口の拡大による地域活性化が求められる。一方、本市は東北各地より就学のため若年層が集まるが、就職で首都圏へ流出するという課題も有している。

また、「ご当地調査 2025」（リクルートじゃらんリサーチセンター調べ）では、ご当地県（18歳（高校卒業程度）までの間に、最も長く住んでいた都道府県）への愛着に関して、「愛着あり」と回答した割合が、東北地方では全国平均を下回っており、愛着の醸成も課題の一つである。

そこで、本市に居住し続けている、または就学や就職のために本市に集まった若年層や、旅行先や移住先等として仙台・東北に関心を寄せる人に対し、地域産業の担い手との交流を通じ、より身近に東北の魅力を再発見する機会を提供することで、東北への地元愛の醸成を促し、将来にわたる関係人口創出、地元定着を図る。

4. 業務内容

（1）地域での生活体験等に興味のある旅行者の拡大

- ・ 仙台・東北の域内の地域産業を担う事業者（以下”地域事業者”という。）と域内外の地域での生活体験等に興味のある旅行者（以下”旅行者”という。）とのマッチングの機会を整備し、地域の食や観光等の地域の魅力を感じられる、就業体験や地域支援、生活体験等の地域と結びついた体験機会を提供することで、来訪者増加及び関係人口創出を図ること。なお、ウェブ、リアルは問わない。
- ・ 参入する地域事業者を確保・拡大するため、旅行者の募集や連絡調整等の受入体制整備に係る伴走支援をすること。
- ・ なお、地域事業者の協力募集にあたっては、発注者からも各自治体へ情報提供を行う。
- ・ また、ウェブやSNS等を活用した情報発信、インセンティブの付与等、旅行者の誘客拡大のための施策を提案し、実施すること。
- ・ 【(参考) 考慮する目標数値及び目指す効果目標について】に示す効果目標の数値を超える効果目標を設定することは妨げず、その他に目的達成のために適切な効果目標があれば、設定すること。

(2) ミートアップイベントの開催

① 企画等に関する業務

- ・ 若年層（概ね 30 歳未満）を主たるターゲットとし、地域事業者と交流し、各地域の魅力に触れられ、現地訪問のきっかけや地元愛の醸成に資するイベントを 2 回以上開催し、少なくとも 1 回は仙台市で開催すること。
- ・ デスクリサーチや既存のアンケート結果を分析する等、地域事業者と旅行者相互のニーズに対応し得る、効果的なテーマ設定やイベント内容の企画を行うこと。
- ・ イベントの開催に適した規模・設備を有する会場を提案すること。なお、会場の確定は、受託者の選定後、発注者と受注者との間の協議により行い、当該会場の手配等事務調整、及び運営に必要なスタッフを過不足なく手配し、イベントの進行管理を適切に行うこと。
- ・ イベント終了後、東北への関心度の変化、訪問意欲の向上などを聴取する、参加者への事後アンケートを、発注者と協議のうえ内容を決定し実施すること。
- ・ 【(参考) 考慮する目標数値及び目指す効果目標について】に示す効果目標の数値を超える効果目標を設定することは妨げず、その他に目的達成のために適切な効果目標があれば、設定すること。

② 参加募集及び出演に係る調整

- ・ 参加申込の受付及びその他事務調整を行うこと。
- ・ イベントに出演する地域事業者との事務調整を行うこと。

③ 広報に関する業務

- ・ イベントの参加募集を促すため、発注者より指定するウェブ媒体や SNS 等で発信を行う費用として、定額 297,000 円（税込）を計上すること。なお、掲載内容の調整は、発注者と当該媒体を管理する事業者にて行う。
- ・ その他、参加募集やイベントに関する周知広報を提案・実施することは差し支えない。

(3) 既存事業との連携

- ・ 上記の業務に加え、本事業の目的達成に向けて、本市が実施している関係人口創出に関する既存事業等と連携した施策について協議を行うもの。

(参考) 令和 7 年度「首都圏の若者を対象とした東北との関係づくり創出事業」

公募資料等：<https://www.city.sendai.jp/tohokurenke-jigyo/connectedtohoku.html>

記者発表資料等：https://www.city.sendai.jp/tohokurenke-jigyo/connectedtohoku_press.html

(4) 実施結果の分析、次年度に向けた提案及び報告書の作成

- ・ 上記の業務結果を取りまとめ分析した上で、次年度に向けた提案を行うこと。分析及び次年度に向けた提案を報告書とし、納入期限までに提出すること。

形 式：PDF 形式

納入期限：令和 9 年 3 月 12 日（金）

5. 事業実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6. 業務に関する提案

受注者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第3項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

7. 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で帰属するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

8. その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【(参考) 考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	地域支援を目的 とした旅行者の拡大			延べ増加数
イベント開催	開催回数	2 回	延べ参加者数	60 名